

## 【保険証の資格に関するQ&A】



**Q1.** 就職し就職先の保険証をもらいました。しかし、まだ試用期間中であり、仕事を続けられるか不安なので、就職前の健康保険も持っています。この場合で病院に行く時はどちらの保険証を使えば良いですか？

**A1.** 健康保険は重複して加入できません。そのため、就職して新しい健康保険に加入した場合は、それ以前に加入していた健康保険から抜ける手続きを必ず行ってください。例え手元に保険証が2枚あっても、就職した先での健康保険の資格を取得した時点で就職前の健康保険の資格は喪失することになるので、使わないようにしてください。もしも数日で退職した場合は、退職の翌日以降に改めて別の健康保険に加入する必要があります（国民健康保険や家族の扶養など）。

**Q2.** 退職することになったので保険証を返却しました。しかし退職の翌日に病院に行く予定があるのでコピーを持って行こうと思います。問題ありませんか？

**A2.** 基本的にコピーで受診することはできません。また、退職後は退職前の健康保険の資格がない状態となります。保険証をまだ返却しておらず手元にあったとしても使用しないでください。使用してしまうと、後日健康保険組合からあなたへ医療費の返還請求などが発生します。

**Q3.** 退職後は退職前の保険証が手元にあっても使えないことがわかりました。しかし病院へ行きたい場合はどうしたら良いですか？

**A3.** 退職後は速やかに次の健康保険に加入する手続きを行ってください。すぐに再就職した場合はその会社の健康保険に加入することになるかと思います。それ以外は基本的に自分の家族の扶養に入るか、または国民健康保険に加入することになります（当組合の資格を継続することも可能ですが、手続きが必要です）。  
手続き中で新しい保険証が手元に無い状態で通院したい場合は、病院にその旨（保険証を切替中である等）伝えてもらい、病院の指示に従ってください。病院の対応としては、一旦10割負担を求め、後日新しい保険証を持ってきたら精算（7～8割分返還）するところが多い様です。

Q 4. 退職後に退職前の健康保険証を使ってしまいました。その旧健康保険から医療費の返還請求が来たのですがどうしたら良いですか？

A 4. まずは旧健康保険（旧保険者）へ医療費の返還を行って下さい。その後、あなたから新しい健康保険（現保険者）へ返還した額をそのまま請求することができます。但し、医療機関を受診した日に健康保険に加入していなかった場合（無保険）は、旧健康保険に医療費を返還して終了となります。

Q 5. 退職後に退職前の健康保険証を使ったことがあります。しかし、特に医療費の返還請求などありませんでした。請求がある場合と無い場合があるのは何故ですか？

A 5. 古い（資格の無い）保険証で受診をしてしまっても、医療機関が健康保険（以下、保険者と表記）に医療費の請求をする前に新しい健康保険情報を知った場合は、新しい（正しい）保険者に請求してくれることがあります。また、請求が旧保険者に来た場合も、旧保険者が医療機関と相談して調整することもあります。その他、審査機関が調整を行うこともあります。いずれも不可能な場合に旧保険者は本人に請求することになります。  
古い証で受診しても自身への請求が無かった場合は問題ないように思われるかもしれませんが、このような実態があるため、ご理解頂ければと思います。

Q 6. 家族を扶養から抜く手続きを忘れていたため、遡って削除の手続きを行いました。しかしその間に家族が保険証を使っていました。健康保険から自分（被保険者）に医療費の請求が来たのですが、家族へ直接請求してもらえませんか？

A 6. 家族が被扶養者として健康保険に加入するには、必ず被保険者の申請が必要です。これはつまり、被保険者の管理の下で家族を扶養にするというものです。そのため、被保険者が家族を扶養から抜くのを忘れていた、保険証の返却を忘れたため家族が使ってしまったという場合の責任は、被保険者にあるということですのでご理解ください。

